

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年1月7日(2021.1.7)

【公開番号】特開2019-47989(P2019-47989A)

【公開日】平成31年3月28日(2019.3.28)

【年通号数】公開・登録公報2019-012

【出願番号】特願2017-174535(P2017-174535)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月20日(2020.11.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行うことが可能な遊技機であって、

遊技機に設けられた遊技部品を電気的に接続するための束配線を備え、

前記束配線は、

複数の配線と、

前記複数の配線の一方の端に接続される第1接続部と、

前記複数の配線のうち一部の配線の他方の端に接続される第2接続部と、

前記複数の配線のうち前記第2接続部に接続されない配線の他方の端に接続される第3接続部と、

を備え、

前記複数の配線のうち前記第2接続部に接続される配線の数と前記第3接続部に接続される配線の数は同じであり、

前記第2接続部の形状と前記第3接続部の形状は同一形状であり、

前記第2接続部および前記第3接続部はいずれも配線が接続される複数の端子について接続される配線に対応して番号が付されており、

前記第2接続部のn番の端子に接続される配線は黒色以外の特定色であり、

前記第2接続部のn番の端子以外の端子に接続される配線は黒色であり、

前記第3接続部のn番の端子に接続される配線は前記特定色と異なる黒色以外の特別色であり、

前記第3接続部のn番の端子以外の端子に接続される配線は黒色である、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

(1) 遊技が可能な遊技機(例えば、スロットマシン、パチンコ遊技機)であって、

遊技機に設けられた遊技部品を電気的に接続するための束配線（例えば、配線ケーブル1）を備え、

前記束配線は、

複数の配線（例えば、配線600）と、

前記複数の配線の一方の端に接続される第1接続部（例えば、第1接続部100）と

、  
前記複数の配線のうち一部の配線の他方の端に接続される第2接続部（例えば、第2接続部200）と、

前記複数の配線のうち前記第2接続部に接続されない配線の他方の端に接続される第3接続部（例えば、第3接続部300）と、

を備え、

前記複数の配線のうち前記第2接続部に接続される配線の数と前記第3接続部に接続される配線の数は同じであり、

前記第2接続部の形状と前記第3接続部の形状は同一形状であり、

前記第2接続部および前記第3接続部はいずれも配線が接続される複数の端子について接続される配線に対応して番号が付されており、

前記第2接続部のn番の端子に接続される配線は黒色以外の特定色であり、

前記第2接続部のn番の端子以外の端子に接続される配線は黒色であり、

前記第3接続部のn番の端子に接続される配線は前記特定色と異なる黒色以外の特別色であり、

前記第3接続部のn番の端子以外の端子に接続される配線は黒色である。